中小法人・個人事業者等に対する一時支援金ご案内

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小法人・個人事業者等を対象に、国が実施する月次支援金に上乗せして、一時支援金を支給します。

対象者

国の「月次支援金」（今年4から8月分のいずれか）を受け取っている中小法人・個人事業者等

参考　国の「月次支援金」

・月間売上が前年比（前々年比）で50％以上減少した事業者を対象に、売上の減少額を給付

対象外　「営業時間短縮等協力金」、「大規模施設等協力金」の支給対象者及び「酒類販売事業者支援金」の受給者等

詳細な要件については、必ず募集要項や大阪府ウェブサイトをご確認ください

支給額

中小法人等：50万円

個人事業者等：25万円

１事業者に対し１回の支給

申請期間

国「月次支援金」今年４から８月分のいずれかを受給していることが要件（申請中を含む）

大阪府「一時支援金」令和３年11月５日(金)から12月24日(金)まで

大阪府への申請のながれ

大阪府「一時支援金」ウェブサイトhttps://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html

パソコン・スマートフォン等で申請いただけます。大阪府「一時支援金」ウェブサイトで、申請書類等の詳細を必ずご確認の上、大阪府行政オンラインシステムから申請してください。

オンライン申請のメリット

マイページで、いつでも申請状況が確認できます

郵送にかかる費用が節約できます

書類の印刷や複写等の準備が簡略化できます

大阪府行政オンラインシステム（パソコン・スマートフォン等から）

①利用者登録　事業者として登録しマイページを作成

②申請内容入力　事業者情報

③必要書類をアップロード

④申請内容の審査

審査の結果、適正と認められる場合

⑤支援金の支給　申請いただいた口座に振り込み

大まかな流れですので、申請の際は必ず募集要項や大阪府ウェブサイトをご確認ください

オンライン申請ができない方は郵送申請をしていただけます。郵送の場合は、府民お問合せセンター　情報プラザ、府内商工会議所・商工会、市役所（区役所）又は町村役場等に配架の申請書類を活用いただくか、大阪府ウェブサイトで申請書類を印刷して申請ください。申請期限は令和３年12月24日（消印有効）となります。

お問い合わせ先

大阪府「一時支援金」コールセンター

06–6654–3314

06–6654–3376

午前9時から午後６時まで（土日祝日、年末年始を除く）

一時支援金の不正受給は犯罪です！

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。